第２講　政治体制と憲法

１　２大政治体制

①権力分立制→議院内閣制と大統領制

議院内閣制（イギリス・日本など）と**大統領制**（アメリカなど）があるが，その中間的な**半大統領制**（ロシア・フランスなど）もある。

※韓国〔大韓民国〕は大統領制と半大統領制の中間ともいえる。2019年現在，文在寅（ムンジェイン）大統領で，任期は１期５年のみ。

※ドイツやイタリアの大統領は象徴的な存在で，実質的には議院内閣制をとり，首相が行政の長となっている。2020年現在，ドイツがメルケル，イタリアがコンテ首相。

②権力集中制→プロレタリア独裁による社会主義体制

レーニンらのロシア革命（1917年～）により1922年に成立したソ連で発生，のちスターリンが強化した体制。資本家〔ブルジョワジー〕と労働者・農民〔プロレタリアート〕との支配的服従関係を廃し，**生産手段の社会的共有**を基礎とする。戦後，毛沢東（もうたくとう）の中華人民共和国や東欧など各地の社会主義国で採用された。

※権力分立論を否定し，**共産党**などの社会主義政党への権力集中こそが民主的である，と考える。**→民主集中制**

※冷戦終結にともなうベルリンの壁崩壊（1989年）・東西ドイツ統一（1990年）・ソ連崩壊（1991年）に至る過程で中国・ベトナム・キューバ・北朝鮮を除く権力集中制はほぼ崩壊し，民主化・自由化が進んだ。

〈***Note***〉

２　主要国の政治体制

①イギリスの議院内閣制〔責任内閣制〕

A　国家元首

世襲（せしゅう）制の国王→ 2020 年現在，エリザベス２世

B　国家権力

立法権（議会）と行政権（内閣）が融合・連動。

C　立法府（議会）

あ　**二院制**

※**上院**〔貴族院〕は貴族や聖職者などの**非民選**。

※**下院**〔庶民院〕は任期５年の**民選**。

い　**下院優位の原則**

※選挙は政党が**マニフェスト〔政権公約〕**を掲（かか）げて行われる。

※**保守党**と**労働党**の**二大政党制**

D　行政府

あ　**首相と国務大臣は議員から選出される。**

い　首相は下院の多数党である**与党**の党首が国王により任命される。

→政党内閣制

※ 2020 年現在，ボリス・ジョンソン首相（保守党）

※国務大臣は首相が任免。

う　内閣は議会に対し**連帯責任**を負う。**→責任内閣制**

※初代首相ウォルポール内閣の辞職（1742 年）により成立した制度。

※**下院**は内閣の**不信任決議権**をもつ。

※内閣は**総辞職**か**下院の解散**により国民の意思を問う。

え　**野党**も**影の内閣〔シャドー・キャビネット〕**で速（すみ）やかな政権交代に備える。

※公費で運営される。

お　どの政党も単独過半数を獲得しない「ハング・パーラメント」も生じる。

※その場合**単独政権**ではなく**連立政権**となる。

E　立法府と行政府の関係

議員だけでなく内閣にも法案提出権あり。

F　おもな長所

あ　下院の解散制度により国民の世論を国政に反映できる。

い　内閣は議会を通じ国民に責任を負う。

G　おもな短所

内閣と議会が連動しているため政策の継続性・政局の安定性に欠ける。

H　その他の特色

あ　立憲君主制

い　**不文憲法**

う　**最高裁判所**が 2009 年に設置

※かつては上院に最高法院が付属していた。

※裁判所は違憲（法令・立法）審査権をもたない。

---

②アメリカの大統領制

A　国家元首

選挙制・任期４年の**大統領→** 2020 年現在，共和党の**トランプ**

※連続３選は禁止

B　国家権力

あ　**厳格な三権分立制**

い　**連邦制**をとり州の自治を尊重

C　立法府（議会）

あ　**二院制**

※**上院**〔元老院〕は任期６年で各州から２名選出。

※**下院**〔代議院〕は任期２年で各州から人口比例で選出。

※大統領の支持政党（**民主党・共和党**の**二大政党制**）が議会の多数派になるとは限らない。

い　両院対等とされるが上院を重視。

※高級官吏（かんり）の任免と条約締結について大統領に対する同意権および大統領弾劾（だんがい）権をもつ。

D　行政府

あ　大統領は名目的な**間接選挙**で選出。

※州ごとに「ウィナーテイクオール〔勝者総取り〕」で選ばれる大統領選挙人が選出。

※各省の長官は大統領が任免。

い　**大統領・各省の長官は議員との兼職禁止。**

※大統領とともに選出される副大統領は例外的に「上院議長」を兼務。

う　**大統領は議会に対し責任を負わない。**

※各省の長官は大統領に対し責任を負う。

E　立法府と行政府の関係

あ　**相互の独立性が強い。**

※不信任決議権も解散権もない。

※大統領・議員ともに任期を満了する。

い　**大統領は法案提出権をもたない。**

※しかし政策を示す**教書**（きょうしょ）〔メッセージ〕で議会に法律制定を要請（ようせい）・勧告できる。

※大統領令を出すこともできる。

う　大統領は議会が可決した**法案への拒否権**をもつ。

※しかし**議会両院が各３分の２以上の多数で再議決すれば拒否できない。**

F　おもな長所

大統領が議会から独立しているため地位が安定。

※能率的・継続的に政策を行使できる。

G　おもな短所

大統領の任期である４年間は民意を反映できない。

※大統領と議会の対立を調整するメカニズムがなく政治が混乱する。

H　その他の特色

連邦最高裁判所は憲法の最終解釈権をもち**違憲法令（法令・立法）審査権**を行使。

※大統領と議会を抑制する強力な手段。→司法権の優越

③中国の権力集中制

A　国家元首

全国人民代表大会〔**全人代**（ぜんじんだい）〕で選出・任期５年の**国家主席**

※ 2020 年現在，**習近平**（しゅうきんぺい）

※連続３選は禁止だったが，2018 年に規制が撤廃された。

B　国家権力

全人代に全権力が集中

C　立法府（議会）

あ　年１回の**全人代**

※議員の任期は５年で解散なし。

い　常設の全国人民代表大会**常務委員会**

D　行政府

あ　**首相**〔**国務院総理**〕は国家主席の指名にもとづき全人代が決定。

※ 2020 年現在，李克強（りこっきょう）

い　副総理・国務委員・各部部長などは首相の指名にもとづき全人代が決定。

う　**国務院**は全人代（閉会中は常務委員会）に対し責任を負う。

E　立法府と行政府の関係

あ　全人代（閉会中は常務委員会）は国務院の監督機関。

※国務院はその事務を報告。

い　国務院は全人代または常務委員会に議案を提出できる。

F　おもな長所

全人代に全権力が集中しているため強力な政治が推進できる。

G　おもな短所

権力の抑制と均衡がなく**専制政治になりやすい。**

※ 1989 年には民主化を要求する**天安門事件**が起きた。

H　その他の特色

あ　政治は事実上**共産党の一党支配**。

い　全人代の下に最高人民法院がある。

う　経済的には**改革開放政策**がとられ発展。

え　香港（ホンコン）（1997 年，イギリスから返還）とマカオ（1999 年，ポルトガルから返還）は特別行政区

※一国二制度の象徴

３　その他の政治体制

①ロシアの政治体制

ソ連時代は権力集中制〔社会主義体制〕をとっていたが，1980 年代後半から**ゴルバチョフ**政権による**情報公開〔グラスノスチ〕**をともなう一連の**改革〔ペレストロイカ〕**が行われた。1991 年，改革にともなう混乱と共産党保守派のクーデタ失敗をきっかけにソ連は消滅し，**独立国家共同体〔CIS〕**が結成された。

※ CIS の中心である**ロシア連邦**は半大統領制。→ 2020 年現在，**プーチン**

②開発独裁

開発途上国における大統領制や軍事クーデタを利用した権威主義体制。人権よりも経済成長を優先させ，政党活動や反政府運動などの自由を禁止・制限して統合をはかる。軍事独裁や一党支配が行われる。

※シンガポールのリー＝クアン＝ユー政権（1959 年～ 90 年），韓国の朴正熙（パクチョンヒ）政権（1963 年～ 79 年），フィリピンのマルコス政権（1965 年～ 86 年），インドネシアのスハルト政権（1968 年～ 98 年）など。

※軍事政権が続くミャンマーでは，**アウン＝サン＝スー＝チー**女史（じょし）を中心に，長く民主化運動が展開されてきた。

※開発独裁体制が一定の成果をあげると，中産階級が独裁政権に対する拒否反応を高めて民主化運動が行われることが多い。

③イスラーム諸国の政治体制

西アジア・中央アジア・北アフリカなどのイスラーム諸国では，現在も王政をとる国が多いが，石油の輸出増加とともに近代化が進み，政治体制が多様化した。その中で，大衆の経済的・社会的不満を背景に，伝統的なイスラームの教えに帰ることを掲げる運動がさかんになっているが，これを**イスラーム原理主義**という。イスラームの最高指導者の下で政治が行われる。1979 年の**イラン革命**以後，大きな潮流（ちょうりゅう）となった。

※ 2010 年～ 11 年に，チュニジア・エジプト・リビアなどで**「アラブの春〔アラブ革命〕」**とよばれる民主化運動が広がった。

４　憲法の分類

①改正手続きによる分類

A　軟性憲法（なんせい）

憲法改正に厳格な手続きを必要としない。

B　**硬性憲法**（こうせい）

憲法改正に法律の改正より厳格な手続きを必要とする。

②制定主体による分類

A　**欽定憲法**

君主の意思により制定する。

B　**民定憲法**

国民が直接，もしくは議会を通じ制定する。

③その他の分類

A　成文憲法（せいぶん）

成文化された憲法。

B　不文憲法

成文化されていない憲法。

政治編　第２講　確認テスト

1　議院内閣制の国としてふさわしくないものを選べ。
①イギリス　②ドイツ　③日本　④韓国

2　初めて大統領制を採用した国とは？
①ロシア　②アメリカ　③フランス　④フィリピン

3　1917 年，初のプロレタリア革命であるロシア革命を主導した人物とは？
①レーニン　②スターリン　③ゴルバチョフ　④プーチン

4　イギリスの主要政党名としてふさわしくないものを選べ。
①保守党　②労働党　③自由民主党　④共和党

5　次の中で不文憲法の国を選べ。
①イギリス　②アメリカ　③ドイツ　④日本

6　アメリカ大統領のもつ権限としてふさわしくないものを選べ。
①国務長官の任免権　②教書の提出権
③法案の提出権　④法案の拒否権

7　2020 年現在，中華人民共和国の国家主席とは？
①蔣介石　②毛沢東　③鄧小平　④習近平

8　中国と同様に経済的には市場経済体制を取り入れている社会主義国とは？
①ベトナム　②ミャンマー　③タイ　④マレーシア

9　開発独裁の政権担当者としてふさわしくないものを選べ。
①朴正熙　②マルコス
③スハルト　④アウン＝サン＝スー＝チー

10　1979 年，イスラーム最高指導者による政治体制成立の契機となった出来事とは？

①第一次石油ショック　②イラン革命

③天安門事件　④ベルリンの壁崩壊

11　改正に際し法律の改正より厳格な手続きを必要とする憲法とは？

①硬性憲法　②欽定憲法　③民定憲法　④成文憲法

解答

1	④	2	②	3	①	4	④	5	①
6	③	7	④	8	①	9	④	10	②
11	①								